

(参考) 消費税率引上げ分の活用について

【基本的な考え方】

- 消費税率引上げに伴う地方消費税増収相当分（令和3年度本市見込額 1,336,499 千円）については、その額を社会保障施策に要する経費に充当する。
- 具体的には、「社会福祉」「社会保険」及び「保健衛生」に関する施策に充当する。

(単位：千円)

事項及び事業名		事業費	一般財源活用額
社会福祉	生活保護法定扶助事業費	4,125,840	299,659
	保育所運営費負担事業費	1,890,011	128,435
	幼稚園子ども・子育て支援事業費	776,725	74,167
	私設保育施設助成事業費	17,930	2,888
社会保険	介護保険事業特別会計繰出金	1,554,203	469,680
	国民健康保険事業特別会計繰出金	745,852	225,396
保健衛生	予防接種事業費	372,785	107,653
	がん検診事業費	96,479	28,621
合計		9,579,825	1,336,499